2008.10.31 第167号

THE CLINICAL PSYCHOLOGIST

日本臨床心理学会 〒 110-0003 台東区根岸 1-1-24 鶯谷日伸八イツ 201 & FAX 03-3847-9164 郵便振替 00190-8-59797

臨床心理学の未来に向けて

- 第44回日本臨床心理学会大会からの展望-

第44回日本臨床心理学会大会委員長 樫田 美雄 (kashida@ias.tokushima-u.ac.jp)

第44回日本臨床心理学会大会を無事終了できてほっとしています。運営スタッフの皆さん、お疲れ様でした。遠くから参加して下さった会員の皆さま、ありがとうございました。以下、大会長としての経験に結びつけながら、臨床心理学(会)の未来展望を述べていきたく思います。運営委員ではないので、学会状況の詳細はわかりません。それでも、臨床心理学(会)に未来展望は十分にある、と大会長をしながら感じられたので、僭越かもしれませんが、その実感を言葉にさせて頂きました。

まずは、大会実施状況の報告から始めましょう。参加者数は、3日間の延べで約200名(最終日の公開シンポのみの参加者55名を含む)でした。初めての四国開催ですから、「がんばった」と言える数字ではないでしょうか。「(教室)環境がよく、集中して参加できた」という感想も頂きました。冷房を入れておいて良かったと思っています。無線LANもプリンターも有意義に使ってもらえたようです。観客は、20日午前の「ワークショップ ヒアリング・ヴォイシズ」に多く集まっていました。映画上映など、そこに来ないと体験できない企画の提示が、人を惹きつけるのだろう、と思いました。

内容面では、総会の討論に実があることに、感心しました。福祉法人の代表をしている会員から、「予算」の立て方に関して、法人運営における日常の苦闘を基盤とした助言がなされていて、こういう実務者的観点からの意見は有益だなあ、と思いました。

ついで、裏方・準備担当としての感想です。組織面から見た臨床心理学会の特徴は、事務局と運営委員会の、「有能さ」及び「士気の高さ」だと思います。大会現地本部の仕事は、実質的には「場所貸し・宣伝担当」にすぎません。2010年以降の大会長をご検討中の方々、どうぞ安心して立候補なさって下さい。準備業務は大会長一人でも処理できます。また、学内受けとマスコミ受けがよいことにも、驚きました。学内では、事務が積極的にHPのトップページに宣伝を載せてくれる等の支援をしてくれました。また、マスコミ関係では、新聞で3本、テレビで2本、ラジオで1本のメディア露出でした。このうち新聞とラジオの各1本については、全国版での露出です。宣伝は努力に見合う反応が期待できます。なお、他県の放送大学学習センターに送ったチラシをみて来徳してくれた当事者の方がいらっしゃいました。この潜在的客層(臨床心理関連科目の科目等履修生)に気がついたのが、前期終了後の8月だったことが悔やまれます。情報交換会の予約に混乱があったこと、会場の建物がわかりにくかったことと並んで、3大反省点の1つです。

さて、本題に入りましょう。もし、本学会に弱点があるとすれば、その第一は、会員の高年齢化が

進んでいること、第二は、アカデミック世界に基盤を強固には持っていないことでしょう。つまり「新人」のリクルート難が現下の組織的課題です。しかし、「臨床心理学」に関心を持っている人のすそ野はひろく、本学会には十分な将来展望も、会員基盤の拡大余地もあるように思われました。展望的に重要なのは、この「すそ野」がさらに拡大しつつあることではないでしょうか。たとえば、全体会シンポのテーマに関連させていうと、少なくとも「特別支援教育と発達障害」の領域では、「障害と専門家」の関係が、大きく変わりつつあります。そして、そこにチャンスがあると思われました。つまり、氏家報告で明らかになったように、いまや、すべての教育関係者がそれなりの(プチ)専門家として「発達障害」にかかわることを期待されるようになって来ています。いいかえれば「社会」そのものが、「発達障害」にかかわることを期待され始めている訳です。このような期待の背景には、「障害児・者の、健常者への接近のための訓練」という過去の教育的課題が、「障害児・者のままでの、能力発揮への援助」という近年の教育的課題へと変化している事実があると思われますが、この「発達障害関与者の増大」こそは、時代の基本的トレンドなのであり、そしてそういう時代の変化を、ちゃんと取り扱える学会は、本学会しかない、といえるのではないでしょうか。なぜなら、本学会こそは、社会と当事者の関わりを重視する観点から、学際的な考察を長年にわたり深めてきた学会だからです。これからが、本学会の出番だ、といえるように思われました。

じつはこのシンポジウムでは、上記のように、やっと時代が追いついてきた「臨床心理学会的思考」を、さらにバージョンアップすべく、当事者の立場からの新しい問題提起もなされています (第 一 報

告者の高森明さんは、「アブノーマライゼーション宣言」 = http://www.ias.tokushima-u.ac.jp/social/44_nichirinshin_tokushima/0903_koumori_sengen.htmで公開中 = において、アスペルガー当事者の、人間社会からの離脱をも支援する度量があるかどうかを、「支援者」と名乗る人々に対して、つまりは臨床心理学会に対して、問うています)。しかし、大きな流れでいえば、この高森明さんの発題・提起すらも、「障害児・者のままでの、能力発揮への援助」という新課題の範疇下で理解・対応できるものであるようにも思われました。そう本当に言えるのか、続けての議論がなされるべきでしょうが、いずれにしろ、本学会が、世論をリードしていくことになるでしょう。

3日間の大会を振り返ると、たくさんの希望の芽が見いだされます。2009年9月に東北文化学園大学で開催される次回大会が、臨床心理学(会)の明るい未来を、より確実なものにする大会となるよう願っています。では、また仙台でお会いしましょう。さようなら!!

第44回日本臨床心理学会定期総会

日本臨床心理学会事務局

1. 大会委員長樫田氏より挨拶

徳島の学会員が 3 名のみで準備に困ったが、徳島の当事者・支援者の協力や、学内で各所にチラシ・ポスター貼りの協力があった。世の中の臨床心理学に対する関心が高いので、徳島に根をはる基盤作りに貢献できる大会にしたい。

2.議長、書記選出

立候補により議長:森谷就慶、書記:杉野しのぶが決定した。

3 . 第 18 期運営委員会活動中間報告

臨床心理学研究(以下臨心研)第46巻第2号30頁~38頁掲載の「第18期運営委員会活動中間報告(案)」が運営委員長佐藤より報告された。

質疑応答では「臨心研 46-2 の p36 左下段、『中核都市』ではなく『中核市』ではないか?」「大阪府精神医療オンブズマン制度存続要望の結果はどうなったのか」と2点質疑があった。運営委員宮脇より「

大阪府精神医療オンブズマン制度は2008年8月から廃止と決まったと聞いている。 運営委員長佐藤からは「『中核都市』は『中核市』に直してください」と返答がなされた。〔精神医療オンブズマン制度については当紙4頁を参照〕

4.2007 年度会計報告

臨心研第 46 巻第 2 号 39 頁 ~ 44 頁掲載の「2007 年度決算案・2008 年度予算案・第 43 回日本臨床心理学会東京大会収支決算書」が事務局員眞島より報告され、会計監査渡辺より監査報告がなされた。

質疑応答では「自動振込みを止めた結果、どうなのか?」という質問が出て、事務局員眞島が「先方の通帳残高が無く引き落としできなかった際の事務手続きの手間ははぶけたが、振込みでの会費収入分の徴収が減った」と回答した。また会員から「学術団体として承認される課題は予算、決算の問題が関係してくる。収入予算案ゼロの項目が決算で収入有りと出てくるのは、計画性の無さとみられる(大会、研修の項目)。経営努力(大会・研修も収入予算を立てる。その結果、仮に決算が低くなっても「活動した」と見られるという方法)を打ち上げる形が良い」と提案がなされた。

- 5.第18期運営委員会活動中間報告案、2007年度会計報告案の承認
- 6.その他

学会編『地域臨床心理学』の編集状況(中央法規出版より年内発行予定)が報告された。

総会に参加されなかった会員で、「第18期運営委員会活動中間報告案、2007年度会計報告案」 に異議がある方は、2008年11月15日までに文書で異議内容を学会事務局まで提出してください。

大阪府精神医療オンブズマン制度存続要望の報告

NPO法人大阪精神医療人権センター

このたびは、大阪府の精神障がい者権利擁護システム事業(精神医療オンブズマン制度)の存続を求める署名や要望書をお寄せいただきありがとうございました。しかし、皆様方の御支援にもかかわらず、残念ながら、本事業は、2008年7月31日をもって廃止されてしまいました。

私たちは、大阪府に対し、「精神障がい者の権利擁護システムの存続を求める請願」が府議会において全会一致で採択されたことを厳粛に受けとめ、あらためてこれまでの精神障がい者権利擁護活動の成果を評価し、新たな精神障害者の権利擁護システムを確立することを強く求めていく決意です。

また、11/8に「精神医療オンブズマン制度はどうなるのか?」をテーマにした集いを開催します。 ぜひご参加ください。

N P0大阪精神医療人権センター設立23周年記念パネルディスカッション

「精神医療オンプズマンはどうなるのか?」

- ・パネリスト < 元精神障がい者権利擁護連絡協議会委員 > : 野木渡 (大阪精神科病院協会) 菅野治子 (大阪精神保健福祉士協会) 山本深雪 (大阪精神障害者連絡会)
- ・司会:里見和夫(大阪精神医療人権センター)
- ・日時:11月8日(土)午後1:30~5:00 ・資料代:500円(申し込み不要)
- ・会場:エルおおさか708号室(地下鉄・京阪「天満橋」より徒歩約5分)

http://www.l-osaka.or.jp/pages/access.html

精神障がい者権利擁護システム事業 (精神医療オンブズマン制度) についてのご報告

このたびは、2万人を超える方々や多数の団体から大阪府の精神障がい者権利擁護システム事業(精神医療オンブズマン制度)の存続を求める署名や要望書をお寄せいただきありがとうございました。

しかし、皆様方の御支援にもかかわらず、 残念ながら、本事業は、2008年7月 31日をもって廃止されてしまいました。

本事業は、数々の人権侵害が発覚した大和川病院事件の反省を今後の行政に生かすための方策につき府知事から諮問を受けた大阪府精神保健福祉審議会が府知事に対して退院の促進と人権の擁護を柱とした意見具申を行い、府がこれを制度化したものです。

本事業は、精神障害者の権利擁護に関心を持つ全国の組織、機関から注目されてきましたし、2006年12月に国連総会で採択された障害者権利条約などの障害者の権利確立をめざす国際的な流れにも沿うものでした。

現在大阪府下にある精神科病院には約1 8000人の入院者がいますが、その約3 分の1は5年入院であり、その約2 00人の方々も含まれています。その第2 00人の方々も含まれています。その後はいわゆる社会的条件により入院を系院により入院を名のよってする人でする人権の軽視・侵害事例の多療にこるした入院中心の歴史的経過の中で発生してきました。

退院の促進と人権擁護をより一層徹底させるために本事業を継続すべきことは、連絡協議会を構成する13機関・1学職経験者の一致した意見でした。

大阪府の今回の本事業の廃止はこうした 権利擁護の大きな流れを突如中断するもの であり、到底許されません。

2008年4月に大阪府から本事業廃止 案が示されて以降、ただちに多くの方が寄す ら本事業を継続すべきであるとの声が寄せられ、こうした府民多数の要望を背景にして、府議会全会派が紹介議員となった「精神障がい者の権利擁護システムの存続を求める請願」が2008年7月23日 府議会本会議で 全会一致で採択されました。

私たちは、大阪府に対し、「精神障がい者の権利擁護システムの存続を求める請願」が府議会において全会一致で採択されたことを厳粛に受けとめ、あらためてこれまでの精神障がい者権利擁護活動の成果を評価し、新たな精神障害者の権利擁護システムを確立することを強く求めていく決意です。

今後ともお力添えのほど、どうぞよろしくお願いいたします。

2008年9月24日 NPO大阪精神医療人権センター 代表 里 見 和 夫

第44回日本臨床心理学会に参加して

松王 強(単科精神病院)

私は去る9月19日から20日にかけて第44回日本臨床心理学会大会に参加するために徳島へ行って来た。そこで、全国から集まった大勢の素晴らしい学会員たちとの出会いがあった。

私は岡山市に住んでいるのだが、9月19日は台風が近づいているので、瀬戸大橋線が不通になるかもしれないと心配していた。朝、7時、岡山駅に行き、駅員に聞くと、7時11分発の高松行きの快速マリンライナーは走っていると言うので、それに乗って出発した。高松から高徳線に乗り換え、会場の徳島大学には10時からの個別発表に間に合うように着いた。

多くの学会の大会では同時にいくつものプログラムが進行するのですべてのプログラムに参加することはできないのだが、私は、個別発表は「スペシャリストと体験者のスペシャリストとの関わり合い」に参加した。エスノメソドロジーと呼ばれる社会学の方法のひとつを使ってヒアリング・ヴォイシズ研究会代表の佐藤和喜雄氏と映画「キチガイの一日」の主演者の吉澤毅氏と監督の山本明子氏を発表者の中恵真理子氏がインタビューした録音を分析するという試みだった。そして、午後は学習会「医療観察法の現状と問題」に参加した。この法律がいかに強制と管理の医療につながるかが良く理解できた。夜の情報交換会では、自己紹介の前に、佐藤和喜雄氏が私を医師であるだけではなくブルースマンでもあると皆に紹介してくれて、学会員たちは初参加の私を暖かく迎え入れてくれた。私は医者の集まりに出るよりも臨床心理関係者の集まりのほうがずっと楽しいと思った。その後の二次会では、隣席した實川幹朗氏と親しくなった。帰宅後、氏の書いた『思想史のなかの臨床心理学』という本を早速手に入れて読み始めたが、私には難解で途中で挫折している。翌日は、朝は「ヒアリング・ヴォイシズ」のワークショップに参加し、映画「キチガイの一日」を鑑賞した。私はこの映画を見るのは二度目だが、この映画の持つほのぼのとした雰囲気が気に入っている。午後は地域貢献特別公開シンポジウム「特別支援教育と発達障害」に参加した後、帰路についた。

岡山へ戻ってからは某単科精神病院での窓際生活を続けている。私の精神科医療に対する、あまりにも批判的な態度のために、最近、通常の医療から外されて、音楽療法のみ許されている。時間がたっぷりあるので、勉強するいい機会だと思っている。

あいまいな時代に

富永朝己(徳島大学総合科学部)

先日徳島大学で開かれた第 44 回日本臨床心理学会大会でいくつかの分科会や全体会に参加させていただいた。私自身が塾講師として働きつつ徳島大学の総合科学部で学ぶ社会人学生として何か啓発されるものを求めての参加だったが、得るものは大きかった。

教育産業に限らず多くの仕事は利益や成果を出すことを求められている。だが、自分としては、生徒たちと接するときにはそのようなことは念頭に置かず、彼らと思いを共有したいと願ってきたつもりだ。生徒たちも学校や家では表に出せていない感情を塾では吐露することも多い。複雑な事情の家庭もあるし、学習障害の生徒もいる。また不登校だった生徒たちもいる。そして、生徒の親たちとの話から背後の事情がほの見えてくることもしばしばだ。そこで感じるのは、いくら大人になっても全てのことを把握するのは本当に難しいということだ。だからこそ、いつどのような立場にあっても人は学び続けなければならないのだと思う。

以前は臨床心理学にはもっと"病気"よりのイメージを抱いていた。 しかし、新たに特別支援教育

の対象となる児童生徒が数パーセントに及ぶと聞き、また「参禅」までもが取り上げられているのを見るとどうもそうではないようだ。シンポジウムでの高森氏の『アブノーマラゼーション宣言』もそうであるが、大会を通して貫かれていた基調となる考えの一つは"自分の足もとから思いを練り上げ、発信していく"ということではなかっただろうか。山本明子氏が M.ムーアに広島・長崎の原爆の反戦映画を撮ってもらおうという意見に「なぜ自分たち日本人でやろうとしないのだ」と反発を感じており、また"お告げ"を聞いて、今回上映されたヒアリング・ヴォイシズについてのドキュメンタリー「キチガイの一日」を自ら監督・撮影したというお話には感銘を受けた。そして映画の中で、主演の吉沢毅氏は自分には極々自然に周りの風景に溶け込んでいるように見えた。社会が綻びを見せ始めた今のような時代には、その隙間から近代がこれまで押さえつけてきたものがまた顔をもたげ始めているのではないだろうか。そしてそれが人間本来の姿かもしれない。

様々な人と交じりあいながら現場で働くことには多大な困難があることは十分承知している。でも、だからこそ、学び続け、自分から考え行動を起こし、社会が変わる中であいまいなままでも自分から声を出し続けることが大切なのではないだろうか。この大会もそのような場であったと思う。最後に成功裏にこの大会の委員長を務められ、一学生にも参加の機会を与えてくださった樫田先生はじめ皆様に感謝したいと思います。

第44回 日本臨床心理学会大会に参加して 鑑光さおり(財団法人浅香山病院アンダンテ就労ステーション)

はじめまして。私は、この4月から精神障害者の就労支援事業所で心理職として2年目の勤務を迎えています。この度、去る9月18日(木)~9月20日(土)に徳島大学にて開催された日本臨床心理学会大会に初めて参加した感想を述べさせていただきます。

そもそも私が、この大会に参加しようと思ったきっかけは、同じ職場のスタッフが他の職種の学会に出かける姿を見て、「楽しそう・・・」と感じたという、軽く不純な動機からでした。そして早速、入会の手続きを済まし、楽しみに大会参加の準備をしていました。

当日は、台風14号が接近するあいにくの天気の中、不安と緊張を抱きながら受付を済ませましたが、運営委員や事務局の方々をはじめ、参加されている方がとても親切で、私の不安や緊張は居心地のよさに変わっていました。個性的な方も多く、<誰でも受け入れる>という学会の雰囲気を垣間見れた気がします。

発表の中で印象に残っているものは、懇親会の席までも意見交換が盛り上がった『正常と異常』について、『ヒアリング・ヴォイシズのワークショップ』での、音源がないのに声が聞こえるという体験を幻聴という病症に置き換えず、体験そのものとしてとらえる姿勢と、その最後に行ったロールプレイ、最終日の特別公開シンポジウムでの『アブノーマライゼーションのすすめ』です。

これらを聞いて、「異常」とみなされた人が、「正常」に近づけるように治療や支援、訓練の対象とされている現状があるが、そうではなく、「異常」も「正常」も存在できる社会が理想であると改めて感じました。

現在、職場で就労支援をするなかで、一般企業や社会に適応できるよう訓練、支援をイメージしています。もちろんそれも必要な部分はありますが、忘れてはいけないのは、訓練しなければ適応できない社会でなく、誰もがありのままで就労、生活できる社会を目指すことで、それが実現するようにはたらきかけることも、就労支援と言えるのではないかと感じました。

今回、日常に埋もれていた自分自身を振り返る機会となり、学会に参加できたことを感謝しています。 お知らせ

申込期限 10 月 1 日は過ぎていますが、その趣旨など貴重な情報として紹介する意味で掲載しました。

障害者権利条約12条の完全履行を目指してワークショップのご案内

全国「精神病」者集団

164-0011 東京都中野区中央 2 39 3 絆社気付 fax 03-3577-1680 tel 080-1036-3685 (月~金 14 時~17 時)

日頃の障害者の権利保障およびすべての人への人権擁護への献身的ご活動に敬意を表します。

さてご承知のとおり、06年12月に国連は障害者権利条約を総会で採択し、08年5月3日に20カ国以上の批准を得たことで、条約は発効いたしました。日本政府も昨年9月にこの条約に署名し、批准への意思表示を行いました。

私ども全国「精神病」者集団は、世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク(WNUSP)の一員として、この条約の作成過程に参加して参りました。

私ども全国「精神病」者集団は1974年の結成以来、刑法保安処分反対のみならず、精神衛生法(当時)の撤廃を主張してまいりましたが、こうした主張は国際的精神障害者運動の中でも一致した意見であり、あらゆる強制の廃絶に向け条約の交渉に参加し、この主張は障害種別を超えた障害者団体およびその支援者団体の支持を受け、条約は一切の強制の廃絶を求める中身となっております。

とりわけ添付した12条は最大の獲得であり、精神障害や知的障害をもつことによって法的能力が常に疑われ、あるいは否定されて、強制医療や強制入院をもたらされる根拠が否定されたといっていいでしょう。第13条 司法へのアクセス、第14条 身体の自由及び安全、第15条 拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由、第16条 搾取、暴力及び虐待からの自由、第17条 個人のインテグリティ〔不可侵性〕の保護、第19条 自立〔自律〕した生活及び地域社会へのインクルージョン、第25条 健康(c)(d) とあいまって、強制のないもう一つ別のオールタナティブな社会への拘束力ある基準を確立したといえます。

しかしながら、あらゆる生活の側面で法的能力(権利能力と権利行使能力)が他のものと平等に 認められるとしても、法的能力行使に支援が必要な場面あるいは人も存在し、さらにそうした支援 を求めるための支援もまた必要です。

条約交渉の過程では後見人制度から「支援された意思決定」へのパラダイムシフトが主張され、この12条は障害者権利条約のパラダイムシフト条項であり、またこの条約のすべての条文から誰一人として排除しないために重要な条文です。

この「支援された意思決定」という概念は残念ながらまだまだ障害者団体の中でもましてや人権 NGO の間でも共有されているとはいいがたい状況です。また民事についてはともかく刑事司法体制 における 1 2 条の適用については条約交渉の過程でもまた現段階でも議論が深められているとはい えません。

そこで全国「精神病」者集団としては11月に以下の日程で、WNUSP の共同議長であり、条約草案作業部会委員でもあったアメリカの弁護士で精神障害者のティナ・ミンコウィッツそしてインドの法律学者であり同じく WNUSP のメンバーである、「支援された自己決定」問題に関する理論的な支柱の一人であったアミタ・ダンダ教授 (NALSAR University of Law)を招き少人数のワークショップを開催いたします。

私どもとしてはこのワークショップを「支援された意思決定」を実現するための国内法整備あるいはそもそもこの概念の共有、そして刑事司法手続きでの問題点などを議論する出発点としたいと考えております。

各障害者団体および関連団体、そして人権 NGO の方のご参加を呼びかけます。

この企画はまったく助成金も得られておりませんので、恐縮ですが、通訳費用は参加者の自己負担

とさせていただきます。

<日程等詳細>

- ・日程 08年11月22日、23日 昼休みを挟み 午前10時から午後5時まで
- ・会場 松本治一郎会館三階会議室 (六本木)
- ・内容(予定)
 - 1日目 「支援された意思決定」とは何か、それに向けた法制度整備には何が必要か 2日目 刑事司法手続きにおける障害者への合理的配慮義務と「支援された意思決定」
- ・通訳は逐語通訳です。大変申し訳ないのですが、聴覚障害者への情報保障は費用の関係でできません。参加ご希望の方はご自分で通訳を用意されるようお願いいたします。視覚障害者の方へは事前に電子データをお送りすることは可能です。
- ・参加人数 定員20名 参加費 2日間2万円
- ・参加申込締切 10月1日
- ・申し込み先:全国「精神病」者集団 担当者:山本眞理(メールアドレス nrk38816@nifty.com)
- ・参加ご希望の方は「お名前 所属団体 (なくともかまいません)ご住所 お電話番号」を明記した上、メールでお申し込みください。
- ・参加される方は WNUSP 条約履行マニュアルおよび、以下長野英子のサイトにある資料をあらか じめご一読いただけますようお願いたします。http://nagano.dee.cc/convention.htm

<資料 第12条 法律の前における平等な承認>

- 1 締約国は、障害のある人が、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害のある人がその法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができるようにするための適切な措置をとる。
- 4 締約国は、国際人権法に従い、法的能力の行使に関連するすべての措置には濫用を防止するための適切かつ効果的な保護が含まれることを確保する。当該保護は、法的能力の行使に関連する措置が障害のある人の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反及び不当な影響を生じさせないこと、障害のある人の状況に 対応し及び適合すること、可能な限り最も短い期間適用すること、並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査に従うことを確保しなければならない。当該保護は、当該措置が障害のある人の権利及び利益に及ぼす影響の程度に対応したものとする。
- 5 締約国は、この条の規定に従うことを条件として、財産の所有又は相続についての、自己の財務管理についての並びに銀行貸付、抵当その他の形態の金融上の信用への平等なアクセスについての障害のある人の平等な権利を確保するためのすべての適切かつ効果的な措置をとる。締約国は、また、障害のある人がその財産を恣意的に奪われないことを確保する。